

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2403002		処分名	小学校又は中学校の変更			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者		教育委員会			
担当部署	部	教育委員会事務局		課	学校教育課		
根拠規定	学校教育法施行令				第8条		
基準規定	①	学校教育法施行令				第8条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>保護者の申立に特別な事情があると教育委員会が認めたときは、下記の判断基準により指定校を変更することができる。</p> <p>(1) 家庭に関する理由 保護者等がすべて勤務あるいは病気療養等により、下校後の保護に欠ける状態にあるため、他の学区の家庭に保護されている場合</p> <p>(2) 住居に関する理由 ア 転居予定・一時転居 住居等の新築により転居が予定されている場合、家の増改築等で一時的に別学区へ転居する場合 イ 市内転居 転居により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨の申立があった場合 ウ 市外転出 転出により指定校が変更になり、保護者から前籍校に就学させたい旨の申立があった場合 エ 転入予定 市外に居住し、今後6か月以内に通学区域内に住所を定めることが確実の場合</p> <p>(3) 身体的理由 心身の障害等の理由により指定校への就学が困難な場合</p> <p>(4) 地域の事情に関する理由 通学距離及び交通環境、通学上の安全上等から配慮を要すると認められる場合</p> <p>(5) 教育上の配慮 いじめ、不登校により在籍校への就学が困難と認められる場合</p> <p>(6) その他の理由 その他特別の事情(部活動等学校独自の活動を含む)があり、教育委員会で特段の配慮が必要であると認めた場合</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日	
	期間	14日以内					
聴聞等							
備考	・「通学区域制度の弾力的運用について(通知)」(平成9年1月27日文初小第78号)						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2403003		処分名	区域外就学等の承諾		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	教育委員会			
担当部署	部	教育委員会事務局	課	学校教育課		
根拠規定	学校教育法施行令				第9条	
基準規定	①	学校教育法施行令			第9条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>申請することができる者は、原則として児童又は生徒の保護者とする。申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により速やかにその申請内容について審査を行う。</p> <p>(1) 区外転出後の継続通学 児童又は生徒が市外に転出した後、転出先の住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校に就学することが当該児童又は生徒にとって著しい環境の変化に当たるため、継続して現に籍のある市立学校に就学することが望ましいと認められる場合</p> <p>(2) 市外への一時転出 家の建替え等で一時的に市外に転出し、在学期間中かつ概ね1年以内に市内に転入することが確実な場合で、継続して現に籍のある市立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合</p> <p>(3) 転入予定 住宅の購入、改築等により、概ね1年以内に転入することが確実であるため、転入予定住所地の通学区域の市立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合</p> <p>(4) 身体的理由 ア 児童又は生徒が身体的理由により通学距離に配慮を必要とし、市立学校へ就学することの必然性が認められる場合 イ 児童又は生徒が慢性疾患等により、住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校に就学することが著しく困難であり、かつ、市立学校に就学しなければ義務教育を受ける機会が確保できないと認められる場合</p> <p>(5) 家庭の事情 保護者等の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等により、児童又は生徒を監護できない状況にあるために保護者の親族に児童又は生徒を預け、その住所地の通学区域の学校への就学することが望ましいと認められる場合</p> <p>(6) その他 上記に掲げるもののほか、区域外就学を承諾する特段の理由があると認められる場合</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間	他市教育委員会との協議が必要な場合等があり時間を要するため。				
聴聞等						
備考	・「通学区域制度の弾力的運用について(通知)」(平成9年1月27日文初小第78号)					